

令和元年度 マスターファイル講習会

医療機器のMF制度について



独立行政法人医薬品医療機器総合機構
医療機器調査・基準部医療機器基準課マスターファイル管理室

目次

- 医療機器のMF制度について
- 医療機器MFの申請手続き等
- 医療機器MFを利用する際の注意事項
- その他

医療機器のMF制度について（1）

■ 平成12年12月6日：医療用具MF制度の開始（旧MF制度）

- ・ [医療用具に使用される原材料データベースの構築について（医薬審第1286号課長通知）](#)
- ・ [医療用具マスターファイルへの登録に際しての留意事項等について（医薬審発第265号課長通知）](#)



■ 平成17年4月1日：原薬等登録原簿（MF）制度の開始（新MF制度）

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）
平成14年改正（平成17年施行）：第14条の11に規定
平成25年改正（平成26年施行）：第80条の6に条番号変更
- ・ [原薬等登録簿の利用に関する指針について（薬食審査発第0210004号課長通知）](#)
平成26年11月17日全部改正（[薬食審査発1117第3号](#)／[薬食機参発1117第1号](#)課長等通知）



■ [令和元年5月30日：医療機器MF制度の取扱いの明確化](#)

- ・ [医療機器原材料の原薬等登録簿の取扱いについて（薬生機審発0530第1号課長通知）](#)

医薬審発第265号
通知廃止

医療機器のMF制度について（2）

医薬品、医療機器及び再生医療等製品の承認審査において、申請者以外の者（MF登録者）が保有する製造方法等の審査に必要な情報を利用し、また、当該MF登録者の知的財産を保護することを目的とすると同時に、審査事務の効率化を図る制度。

- 薬機法第80条の6に基づき、原薬等の製造業者が保有する原薬等に関する品質・製造方法等に係るデータ等の情報（いわゆるノウハウ）を審査当局に任意で登録。
- 登録された情報は、承認申請時には承認申請書及び添付資料に一部代わるものとして取扱われる。

根拠条文

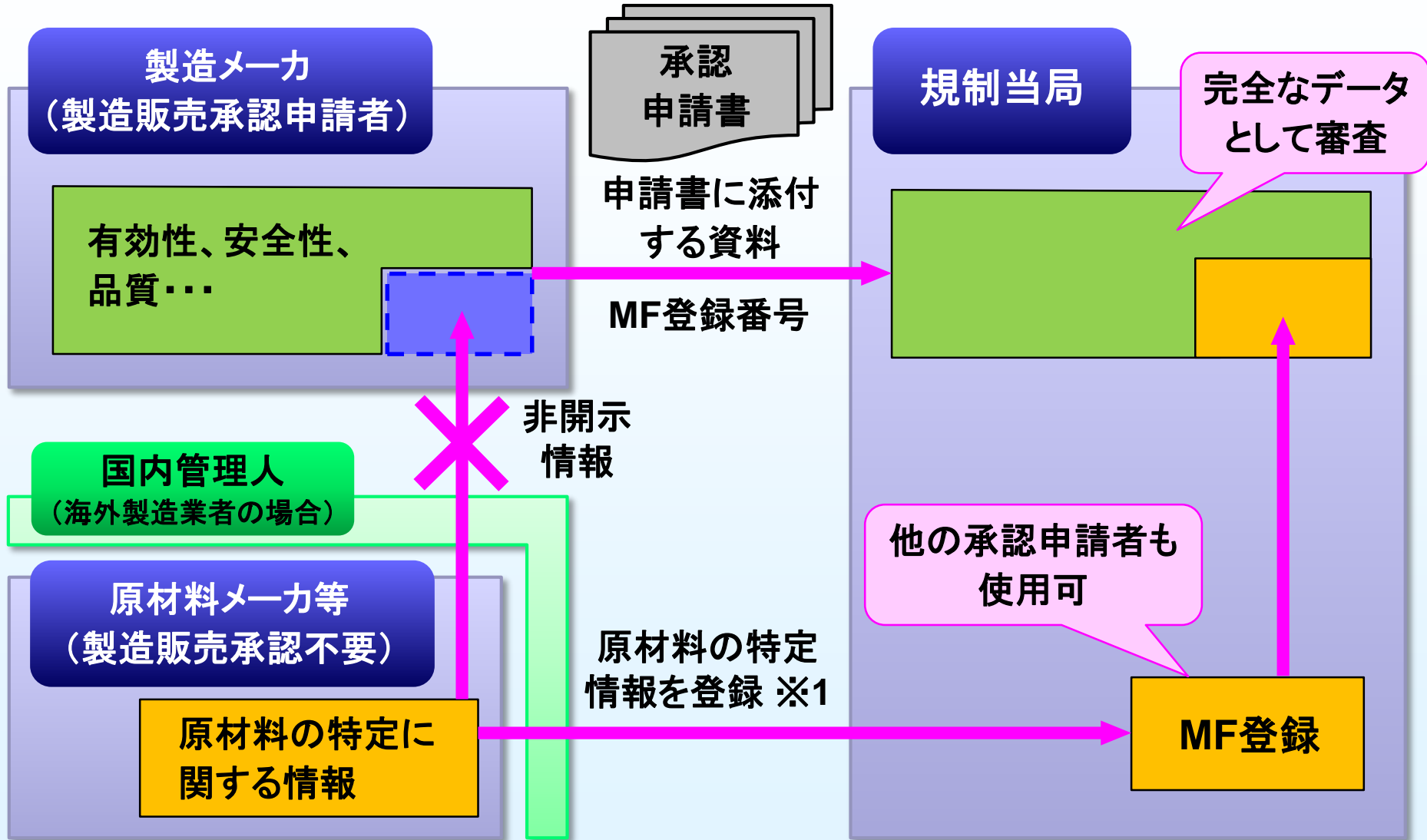
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律
（昭和35年法律第145号、平成25年改正）

（原薬等登録原簿）

第八十条の六 原薬等を製造する者（外国において製造する者を含む。）は、その原薬等の名称、成分（成分が不明のものにあつては、その本質）、製法、性状、品質、貯法その他厚生労働省令で定める事項について、原薬等登録原簿に登録を受けることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により申請を却下する場合を除き、前項の厚生労働省令で定める事項を原薬等登録原簿に登録するものとする。

医療機器のMF制度について（3）



※1 海外製造業者の場合は国内管理人が登録手続き等を代理

目次

- 医療機器のMF制度について
- 医療機器MFの申請手続き等
- 医療機器MFを利用する際の注意事項
- その他

医療機器MFの申請手続き等（登録申請手順）

Point

MF登録の適否について事前に審査部門に相談
（医療機器全般相談など）

医療機器審査部門が
MF登録を適と判断

必要書類を整えMF登録申請
（事前に相談を行った旨を備考に記載）

MF登録完了
（MF登録手続き完了後、PMDAのHPに掲載）

基本的な登録手順・
提出書類等は医薬
品MFと同様

<http://www.pmda.go.jp/review-services/drug-reviews/master-files/0008.html>

Point

（注意） MF登録にあたって、PMDAは、様式の不備等の確認は行いますが、登録されたMFの内容に対する評価は当該MFが引用された（最終）製品の承認申請の時まで行いません。したがって、MFに登録されたことをもって、PMDAが当該医療機器原材料等の品質や安全性等を保証したことはないことにご留意ください。

医療機器MFの申請手続き等(登録対象)

■ 旧MF制度(平成12年12月6日:医療用具のMF制度)

医療用具に使用される原材料データベースの構築について(医薬審第1286号課長通知)

登録対象は以下の原材料とし、承認された医療用具に使用されている原材料のみ

- 1) ポリ塩化ビニル樹脂
- 2) ポリエチレン
- 3) ポリプロピレン

■ 新MF制度(令和元年5月30日:医療機器のMF制度)

医療機器原材料の原薬等登録簿の取扱いについて(薬生機審発0530第1号課長通知)

<薬生機審発0530第1号の1.(1)>

ポリ塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリプロピレン及びこれら以外の登録することが適当な医療機器の原材料

ただし、医療機器に用いられる抗がん剤や免疫抑制剤等の薬剤は医薬品原薬として登録すること

医療機器MFの申請手続き等(登録項目)

<薬生機審発0530第1号の1.(2)>

医療機器原材料のMF登録事項は原材料特定に関する情報とし、「医療用具の有効性、安全性評価手法に関する国際ハーモナイゼーション研究「医療用具の製造(輸入)承認申請書における原材料記載について」の報告書の送付について」(平成16年11月15日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室事務連絡 [いわゆるNo.19号事務連])に示されている原材料記載要領を参考にして登録すること。

4-2. 記載要領概要

A. 一般名又は通称	2. 製品名(商品名)
B. 一般的な化学情報	3. 製造番号あるいは記号
1. 化学名	4. 材料規格、製品仕様
2. CAS番号、USAN名、化審法届出番号	5. 添加成分の種類と配合量
3. 構造式	D. 公的規格名と番号
4. 分子量、その他	E. マスターファイル登録番号
5. 低分子量成分量	F. 化学分析
6. 水溶性成分量	1. 溶媒抽出物などの同定と定量
C. 原材料製造者からの情報	2. 材料化学試験
1. 製造者名	3. ポリマー構造の解析

医療機器MFの申請手続き等（記載項目と開示の有無）

登録項目の範囲(例)	資料として登録できる データ項目(例)	開示の有無(例)※1	
		制限パート	開示パート
原薬等を製造する者の氏名及び住所			
連絡担当責任者			
原薬等の名称、成分、組成、性状	1. 一般名、又は通称(製品名、又は商品名)		○
	2. 化学式		○
	3. CAS番号、USAN名、又は化審法届出番号(ある場合)		○
	4. 化学構造式	○	
	5. 分子量等(メルトインデックス、粘度等で代用可)	○	
	6. 主な添加剤成分の種類と配合量	○	
製造方法及び製造工程管理	—		
品質管理試験、規格及び試験方法	—		
安定性、貯法、有効期限	—		

登録項目と開示の有無の例示です。詳細は全般相談等を活用し、PMDA医療機器審査部門に相談・確認ください。

※1 開示パートとは、MF登録者が承認申請者又は承認取得者に開示すべき情報

医療機器MFの申請手続き等（申請書記載の留意点1）

<薬生機審発0530第1号の1.(3)(4)>

原薬等登録原簿登録申請書

様式第二百十（第二百八十条の三関係）
原薬等登録原簿登録申請書

登録区分 (原薬等の種類)	
原薬等の名称	
製造所の名称	
製造所の所在地	
成分及び分量又は本質	
製造方法	
規格及び試験方法	
安定性に関する情報	
貯蔵方法及び有効期間	
安全性に関する検査	
製造業の許可区分若しくは登録区分又は外国製造業者の認定区分若しくは登録区分	
製造業の許可番号若しくは登録番号又は外国製造業者の認定番号若しくは登録番号及び年月日	
原薬等国内管理人 氏名 住所	
備考	

上記により、原薬等登録原簿の登録を申請します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

【登録区分(原薬等の種類)】

医療機器原材料

【原薬等の名称】

「一般名(通称)」及び「販売名(商品名、製品名)」の両方を記載

【製造業の許可区分等】

医療機器 登録

【製造業の許可番号等】

登録番号：99BZ888888

登録年月日：(元号)xx年xx月xx日

※ MFの登録申請年月日を記載

登録番号は
固定です

【備考】お願い：審査部門と相談済みであることを記載（相談番号「20xx機般xxx」など）

医療機器MFの申請手続き等（申請書記載の留意点2）

＜薬生機審発0530第1号の1.(5)＞

原薬等登録原簿登録申請書

様式第二十（第二百八十条の三関係）
原薬等登録原簿登録申請書

登録区分 (原薬等の種類)	
原薬等の名称	
製造所の名称 製造所の所在地	
成分及び分量又は本質	
製造方法	
規格及び試験方法	
安定性に関する情報	
貯蔵方法及び有効期間	
安全性に関する情報	
製造業の許可区分若しくは登録区分又は外国製造業者の認定区分若しくは登録区分	
製造業の許可番号若しくは登録番号又は外国製造業者の認定番号若しくは登録番号及び年月日	
原薬等国内管理人	氏名 住所
備	考

上記により、原薬等登録原簿の登録を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

【成分及び分量又は本質】

① ケミカル・アブストラクト・サービス登録番号（**CAS登録番号**）又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき公示された**官報公示整理番号**

※いずれも存在しない場合は記載を省略しても差し支えない

② **化学構造式**（別紙に記載）

③ **分子量等**

※重合体の場合など、分子量の特定が困難な場合は、
マルチインデックス、粘度等の記載でも差し支えない

④ **主な添加剤成分の種類と配合量**

⑤ その他、登録対象を特定することができる情報

【申請者の署名・捺印】

原材料製造業者（国内管理人は備考欄に記載）

医療機器MFの申請手続き等(MFに関する受付等)

- 登録申請／変更登録申請／軽微変更届
- 登録証書換え交付申請／登録証再交付申請
- 登録承継届／登録整理届

■ 提出先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

審査マネジメント部医薬品基準課マスターファイル管理室

〒100-0013 千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル6階

TEL: 03-3506-9437／FAX: 03-3506-9442

※ 窓口提出:新霞が関ビル 6階東側受付にお越し下さい。

※ 郵送提出:封筒の外面に「MF」と朱書きしてください。

■ 受付時間

月～金曜日(祝祭日、年末年始を除く)

9:30～12:00 及び 13:30～17:00

【医療機器原材料に関するMFの担当部署】

医療機器調査・基準部 医療機器基準課マスターファイル管理室

目次

- 医療機器のMF制度について
- 医療機器MFの申請手続き等
- 医療機器MFを利用する際の注意事項
- その他

医療機器MFを利用する際の注意事項（1）

1) 旧MF制度に基づく登録物の取扱い <薬生機審発0530第1号の2.>

- ◆ 旧MF制度に基づく登録物が、医療機器の新たな承認申請に利用される場合は、薬機法第80条の6に基づき、MF指針を参照して登録申請を行うこと。
- ◆ この場合、登録申請書の備考欄に「医療用具マスターファイル登録物登録番号第XX号」(登録番号は実際の旧MF制度における実際の登録番号を記載)と記載し、旧MF制度に基づく登録証及び登録内容を示す書類を添付して申請すること。
- ◆ また、旧MF登録を行った登録物を使用している医療機器について、上記によりMF登録が行われた場合、新たにMF登録番号が付番されることから、当該MF登録物を利用する医療機器の承認書について軽微変更届出を行うこと。
- ◆ なお、既に医療機器に利用されておらず、今後も利用する予定のない旧MF制度の登録物については、「原薬等登録原簿に登録された品目の整理について」(平成18年2月8日付け薬食審査発0208001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)を準用し、旧登録証を返納すること。

医療機器MFを利用する際の注意事項（2）

2) 医療機器MFを利用した承認申請書時の留意事項

- ◆ 承認申請書に医療機器MF使用許諾書を添付すること
- ◆ 承認申請の「備考」欄に以下を記載すること
 - 1) 医療機器MF登録原材料を使用した申請である旨
 - 2) MF登録者から交付を受けた医療機器MF使用許諾書を添付している旨

3) 医療機器MFの利用範囲

- ◆ 利用対象は承認業務のみ

目次

- 医療機器のMF制度について
- 医療機器MFの申請手続き等
- 医療機器MFを利用する際の注意事項
- その他
 - 医療機器原材料のMF登録状況
 - 関連情報・通知等

その他(医療機器原材料のMF登録状況等)

2019年11月15日現在

MF登録番号	初回登録年月日	最新登録年月日	登録区分	登録品目名	登録者氏名	登録者住所	原薬等国内管理人の名称	原薬等国内管理人の住所
231MF30003	2019/02/21	2019/02/21	医療機器原材料	安定化コーティング	Ssens Medical	Pantheon 1, 7521 PR Enschede, The Netherlands		
231MF30002	2019/02/21	2019/02/21	医療機器原材料	透過性ベースマトリックスコーティング	Ssens Medical	Pantheon 1, 7521 PR Enschede, The Netherlands		
231MF30001	2019/02/21	2019/02/21	医療機器原材料	表面機能化ポリマー	Ssens Medical	Pantheon 1, 7521 PR Enschede, The Netherlands		

○ MF登録件数: 3件

○ 相談件数: 3件

その他(関連情報・通知等)

◆ 関連通知(主に医療機器MFに関するもの)

発出日	通知名	概要
平成12年12月6日 (平成16年3月25日改正)	医療用具に使用される原材料データベースの構築について(医療用具マスターファイル制度)	医療用具MF制度の実施
平成17年2月10日 (平成26年11月17日全部改正)	原薬等登録原簿の利用に関する指針について	MF制度の運用全般
平成17年7月28日	質疑応答集(Q&A)	指針通知のQ&A
平成17年12月20日	質疑応答集(Q&A)(その2)	指針通知のQ&A
平成18年2月8日	原薬等登録原簿に登録された品目の整理について	品目の登録整理
令和元年5月30日	医療機器原材料の原薬等登録簿の取扱いについて	医療機器MFの運用

※ 医療機器のMF登録等にあたっては、上記以外の医薬品等のMFに関する通知も適宜参照ください。

◆ PMDAのホームページ(MF関係)

<http://www.pmda.go.jp/review-services/drug-reviews/master-files/0007.html>

ご清聴ありがとうございました！